(外交防衛委員会)

玉 [際水路 機 関条約の改正 議定 書 一の締 結につい て承認を求めるの件 へ 閣 条第五号)(衆議 院送付

要旨

玉 際 水 路 機 関) 以 下 機関」 という。) は、 一九六七年 (昭和四十二年)に 作 成され た 玉 際 水 路 機 関 条 約

に 基づ き、 海 図 等 の 水 路 図誌を通じて、 全世界の 航 海 を _ 層 容易 かつ安全にすることに貢 献することを 目 的

として設立された国際機関である。

こ ത 改 正 議 定書 は、二〇〇五年(平 成十七年) 四月 にモナコで 開 催 れ た 第三回 臨 時 玉 際 水 路 会 議 に お L١

て 採 択 さ れ たものであり、 近年の 技術 開 発が もたらし た 水 路 業 務 の 樣 々 な 変化 に対 応す る た め、 機 関 の 組 織

を全面的に改正することを内容としている。

こ の 改 正 議定書は、本文二十箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

海 上 に おける安全及び効率を促進し、 並びに海洋環境 の保 護及び持続可能 な利用を支援する権威のある

水路機関となることという機関の将来像等を明確化する。

一、水路業務に関する国際基準の確立等機関の目的を具体化する。

Ξ 機 関 の 内 部 機 関として、 総 会、 理 事 会、 財 政 委 員 会、 事 務 局 及び 補 助 機 関 を置く。

四 総 会 は 機 関 の 基 本 的 な 内 部 機 関 で あ Ď すべて の 加 盟 玉 で構 成される る。 総 会 は三年ごとに通常 会合を開 催

Ų 機 関 の 全 般 的 な 政 策 戦 略 及 び事 ·業計I 囲 を決定すること等を任務とする。

すること等を任務とする。

五

理

事

会

は

原

則

لح

L

て

加

盟

玉

の

四

分

の

で 構

成

さ

'n

総

会

の

会合と会合との

間

に

お

しし

て機

関

の

活

動

を

調

整

六 財 政 委 員 会 は す ベ て の 加 盟 玉 に 開 放 さ れ 機 関 の 予 算 見 積 IJ 等を 検 討 ŕ 意 見 及び 勧 告を総 会 に 表 明 す

ることを任務とする。

七 事 務 局 は 事 務 局 長、 部 長 等に よっ て 構 成 'n 機 関 の 予 算 見 積 り 等 を作 成 ŕ 財 政 委員会及び 理 事 会に

提出すること等を任務とする。

八 機 関 は 玉 際 機 関 で あっ てそ の 利益及び活動が 機 関 の 目 的 に 関 連 の あ る ŧ のと協力することができる。

九 機 関 の 運 営 に 関 する細目 ば、 般 規 則及び 財政規則で定め、 これ らの規 則 と国 際水 路 機 関 条 約 とが抵 触 す

る場合には、同条約が優先する。

+機 関 は 法人格を有し、 加 盟 国 の 同 意を得ることを条件として、 必要な特権及び免除を享受する。